

愛媛県今治市基本計画（観光分野）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和7年1月1日現在における今治市の行政区域とする。おおむねの面積は、41,914ヘクタール程度（今治市面積）である。

ただし、本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（瀬戸内海国立公園）、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（奥道後玉川県立自然公園）、その他環境保全上重要な地域として、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（医王池湿地、高縄半島のため池群）、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区（盛五反田海岸自然海浜保全地区、戸板海岸自然海浜保全地区、出走海岸自然海浜保全地区、宗方海岸自然海浜保全地区、肥海篠浜潮干狩場自然海浜保全地区）、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づく特定希少野生動植物の生息・育成域及び特定希少野生動植物保護区（片上地区ゲイヨサンショウウオ保護区、宅間地区ゲイヨサンショウウオ保護区、台地区ナゴヤダルマガエル保護区、織田ヶ浜ハマビシ保護区、織田ヶ浜ウンラン保護区）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のおおむね中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る大小およそ 100 の島々で形成される島しょ部から構成されており、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の 1 つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴である。

本市の気候は、温暖で年間を通して降水量が少ない瀬戸内海式となっている。毎年の平均気温はおおむね 16 度前後であるが、降水量は 900～1,700mm と幅がある。

【インフラの整備状況】

西瀬戸自動車道（通称：瀬戸内しまなみ海道）（以下「しまなみ海道」という。）は、本市から芸予諸島の島々を縫って広島県尾道市に至る全長 59.4km の自動車専用道路である。本市から本州や九州へのアクセスは高い利便性を有しており、高速道での県外主要都市までの所要時間は、今治 I C を起点として、おおむね広島市 2 時間、大阪市 4 時間、福岡市 5 時間である。また、四国各地からのアクセスとして今治小松自動車道も整備されている。

また、J R 予讃線（高松駅～宇和島駅）は、松山方面、高松方面の他、瀬戸大橋線を經由して山陽新幹線に乗り換え可能な岡山駅まで約 2 時間でアクセスできる。

【産業構造】

本市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達してきた。海運業の繁栄により、各種船舶を建造する造船業も盛んで、市内には 14 の造船所があり、その他の海事産業とともに国内最大の海事産業集積地を形成している。次世代の人材育成と国際交流機会の創出にも力を入れており、西日本唯一の国際海事展「バリシップ」が隔年

で開催されるなど、世界に向けて海事都市今治を発信している。

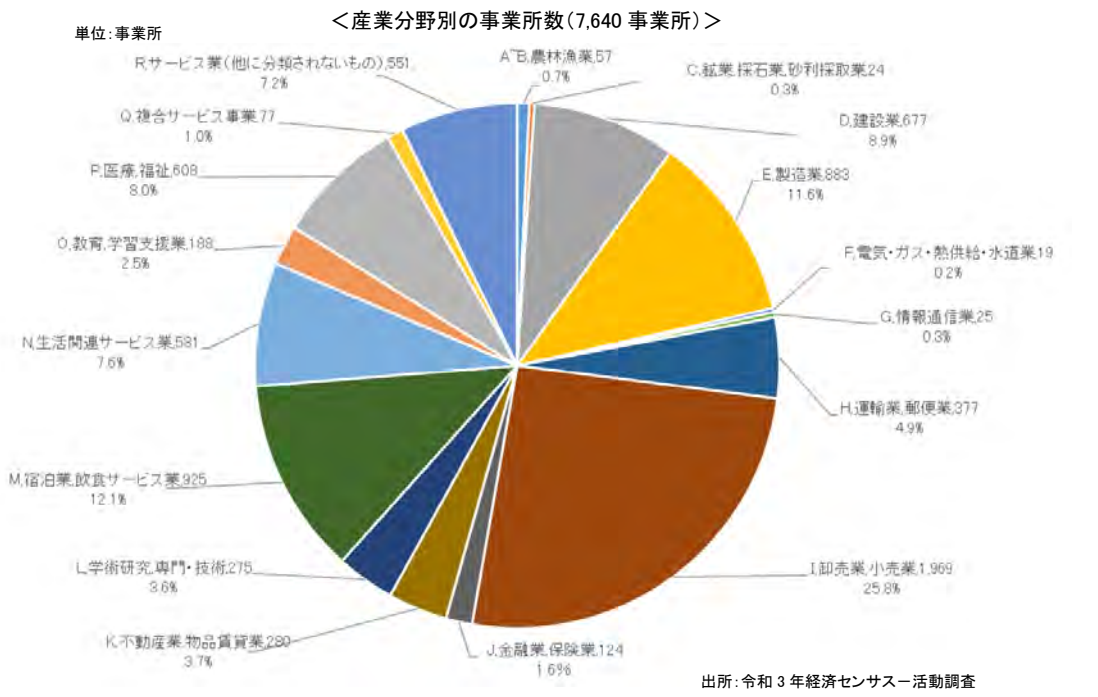
タオルや縫製品などの繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は全国の約6割のシェアを誇り、平成18年度から「今治タオル」のブランド化に向け「今治タオルプロジェクト」に取り組んでおり、産地復活の成功事例として多くのメディアに取り上げられるなど、着実に成果を上げ、高品質を誇る「今治タオル」は、国内のみならず海外からも高い評価を得ている。

造船やタオル以外にも、業務用・家庭用調味料分野で日本有数の規模を誇る食品産業や石油・ガスなどのエネルギー産業のほか、大島石の石材加工、伝統工芸・伝統産業として桜井漆器や菊間瓦など地域に根ざした産業があり、ものづくりのまちとして、四国最大の製造品出荷額を誇る。

さらに、穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んであり、地産地消、食育、有機農業を3つの柱とした「今治市食と農のまちづくり条例」を制定し、多様な農作物、豊富な魚介類を生かした「食と農のまちづくり」に市民と行政が一体となって取り組んでいる。

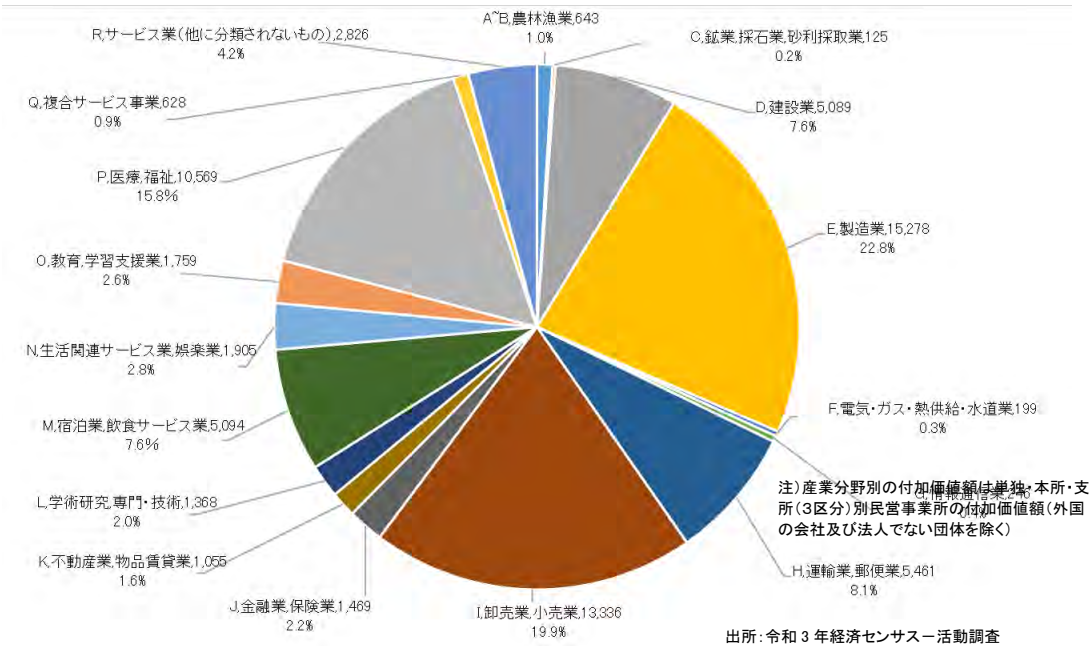
市内全産業の構成比を事業所数別でみると「卸売業、小売業」が全体の25.8%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が12.1%、以下、「製造業」「建設業」「医療、福祉」の順となっている。従業者数別では、「製造業」が全体の22.8%を占め、次いで「卸売業、小売業」が19.9%、「医療、福祉」が15.8%となっている。

付加価値額別では、「製造業」が全体の39.0%を占め、次いで「卸売業、小売業」が18.0%、以下、「医療、福祉」「建設業」「金融業、保険業」の順となっている。



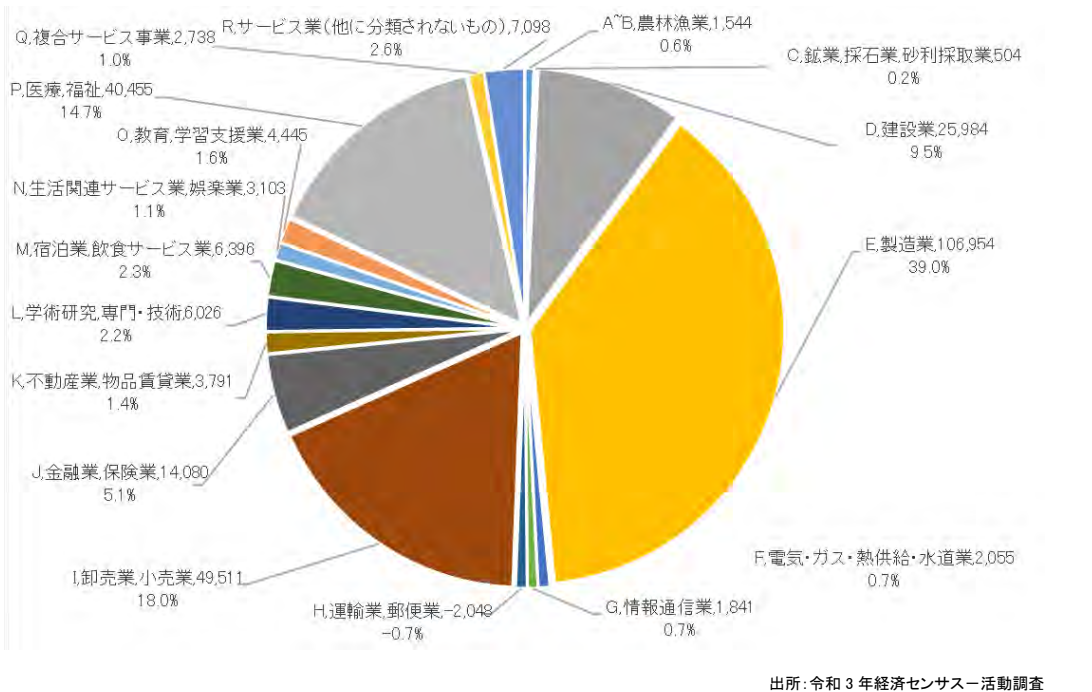
＜産業分野別の従事者数(67,050人)＞

単位:人



＜産業分野別の付加価値額(2,745億円)＞

単位:百万円



【人口分布の状況】

本市の人口は、2020年(令和2年)の国勢調査で151,672人となっている。年齢3区分別の人口・構成比では、年少人口(0~14歳)が16,907人(11.2%)、生産年齢人口(15~64歳)が79,655人(52.5%)、老年人口(65歳以上)が53,977人(35.6%)と

なっている。

【教育資源の状況】

本市には、岡山理科大学獣医学部、今治明德短期大学、今治看護専門学校、国立波方海上技術短期大学校、愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校、今治商業専門学校の高等教育機関が設置されている。

これら市内の高等教育機関と連携し、地域課題解決や産官学連携による共同研究の実施等、教育機関の有する知見を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

【観光資源の状況】

古くから海上交通の要衝として栄え、人や地域を結ぶ交流拠点の役割を担い続けてきた歴史的・地理的な背景を持つ本市は、東洋のエーゲ海ともいわれる瀬戸内海の多島美や世界的な観光資源であるしまなみ海道を始めとする素晴らしい景観、歴史文化遺産、伝統芸能、美術館・博物館、温泉地、海山の食材等、多彩な地域資源に恵まれている。

特に、しまなみ海道は、本市と広島県尾道市に連なる島々を橋で結び、自転車利用者や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができるのが最大の特徴である。

「サイクリストの聖地」として世界中のサイクリング愛好家から注目され、国内外から多くの観光客・サイクリング客が訪れる本市のシンボリックな存在であるしまなみ海道は、令和元年11月に、「しまなみ海道サイクリングロード」として「ナショナルサイクルルート」に指定された。

また、本市においては、かつて瀬戸内海を縦横無尽に活躍した村上海賊の歴史の舞台となった多くの遺構が残されているほか、海賊が活躍した時代を肌で感じられる村上海賊ミュージアムがある。「日本最大の海賊」の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶―が平成28年4月には日本遺産に認定されたことによる後押しもあり、全国から注目を集めている。

加えて、伊予の三湯として知られる鈍川温泉や四国初の国民保養温泉地である湯ノ浦温泉があり、自然景観と併せて観光客の心と身体を癒す宿泊スポットとなっている。

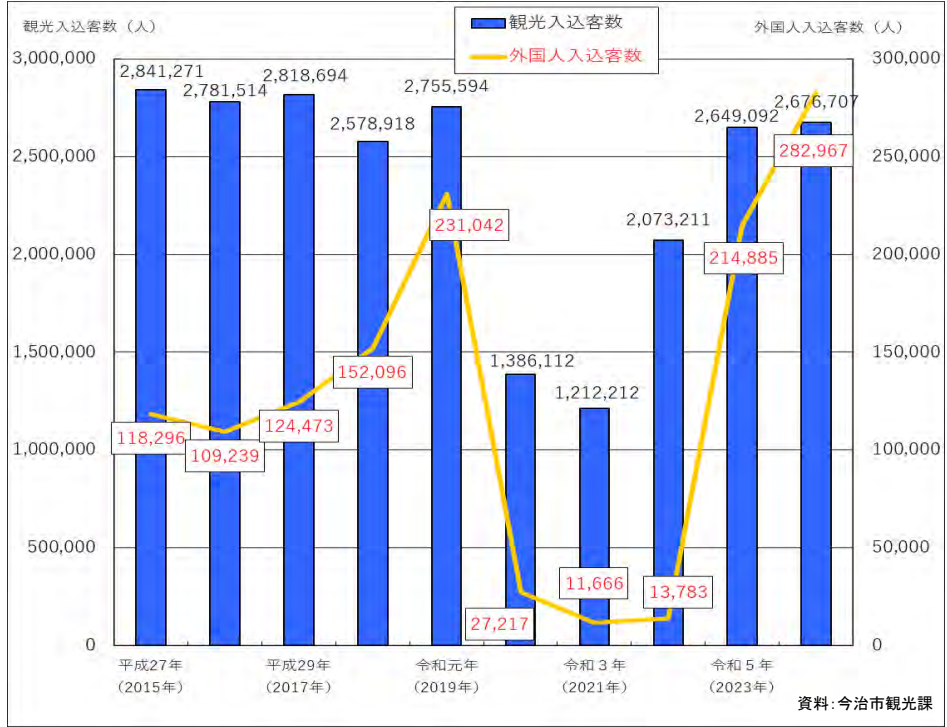
食文化では、海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼」、ご当地グルメとして人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」などがあり、高い人気を誇っている。

これら魅力ある資源を活用した観光振興を行う中で、本市の観光入込客数の動向をみると、国内外から年間約280万人の観光客が訪れていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年において約139万人、令和3年において約121万人まで減少しており、令和5年においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行を節目に、約265万人にまで回復した。

外国人観光客数についても、令和元年まで堅調に増加していたが、令和2年から令和4年に大きく減少し、入国制限が緩和された令和5年においては、コロナ禍前と同じ水準まで回復し、令和6年についてはコロナ禍前を上回った。

また、レンタサイクル貸出数については、令和2年、令和3年におよそ半数まで減少したものの、令和4年から令和6年でコロナ禍前の水準まで回復しつつある。特に令和6年の外国人利用者数は43,678人であり、令和元年の23,547人に対し、約185%の増加となった。

今治市観光入込客数の推移



レンタサイクル貸出数の推移



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、経済センサス - 活動調査（令和3年）によると、全産業事業所数は7,640事業所、事業従事者数は67,050人となっている。本基本計画における地域経済牽引事業として想定している今治市のしまなみ海道を中心とした魅力ある観光資源を活用した観光関連産業を卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の3産業と定義すると、事業所数で3,475事業所（45.5%）、事業従事者数20,335人（30.3%）となっており、当該3産業の活性化による事業所の事業活動や雇用促進等の地域経済に与える影響は大きいと考えられる。

一方、付加価値額にて比較すると、経済センサス - 活動調査（令和3年）の単独・本所・支所（3区分）別民営事業所数のうち、全産業（7,226事業所）では2,745億円、1事業所あたり付加価値額は3,798万円に対して、当該3産業（3,299事業所）では590億円（21.5%）、1事業所あたり付加価値額は1,789万円となっており、全産業の1事業所あたり付加価値額の半分程度となっている。

また、前述の観光入込客数の推移をみると、令和5年においてはコロナ禍前の水準まで回復している。広島県尾道市と本市を結ぶしまなみ海道沿線に展開するレンタサイクルの利用者数についても観光入込客数と同様に推移しているが、外国人利用者数においてはコロナ禍前の水準を超えている。日本全体での訪日外国人観光客数も好調に推移しており、増加傾向が今後も継続することが見込まれるため、更なる交流人口拡大に向けた取組を推進する。訪日外国人観光客は消費単価が高いことが分かっている（観光庁統計等）が、本市には訪日外国人観光客が求める上質かつ地域のストーリーが感じられる滞在価値の高い宿泊施設や、その地域でしか体験できない食や体験コンテンツが不足している。そのため、本促進区域においてはしまなみ海道サイクリングや本市の魅力の発信等を継続するとともに、上記のような高付加価値旅行に対応した宿泊施設の誘致、「食」の体験型コンテンツの創出支援、機運醸成等を行い、更なる賑わい創出、市民の利便性の向上及び観光客等の受入環境の充実に向けた卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の事業拡大や起業創業を誘発することで、雇用の創出や消費の拡大等の地域経済の活性化に繋げていく。

(2) 経済的効果の目標

本基本計画における地域経済牽引事業を通じて、下記の経済的効果の達成を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	163 百万円	

(算定根拠)

- ・ 1件あたり平均4,278万円の付加価値額を創出する地域牽引事業を3件（目標）創出し、

これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.266 倍の波及効果を与え、促進区域で約 16,248 万円の付加価値を創出することを目指す。

$$4,278 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1.266 = 16,248 \text{ 万円}$$

<参考>

- ・愛媛県全産業の 1 事業所あたり付加価値額：4,278 万円（令和 3 年経済センサス）
- ・愛媛県の全産業平均の生産波及 1.266（平成 27 年愛媛県産業連関表）

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数		3 件	
観光入込客数	268 万人 R6（2024）年	310 万人 R12（2030）年	15.7% （6 年間）

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,278 万円（愛媛県の 1 事業所あたり付加価値額（経済センサスー活動調査（令和 3 年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 4%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 4%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3%増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3%増加すること

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域 現時点では該当なし
(2) 区域設定の理由
(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略				
①今治市のしまなみ海道を中心とした魅力ある観光資源を活用した観光分野				
(2) 選定の理由				
①本市はサイクリストの聖地として知られるしまなみ海道を中心とする観光資源を活用し、サイクルツーリズムを推進してきた。しまなみ海道は、本州と四国を結ぶ本州四国連絡橋のうち唯一自転車歩行者道が併設され、サイクリストの聖地として注目されている。供用中の高速道路本線を自転車で走ることができる国内最大規模のサイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催等により、国内外から多くの観光客が訪れている。 しかし、コロナ禍の影響により、令和2年度、3年度は宿泊客数、レンタサイクル等の利用者数が大きく減少していたが、後述の受け入れ環境整備や本市のブランドイメージの発信、「せとうちみなとマルシェ」の開催等により、コロナ後は回復している。 令和元年度には、国土交通省が指定する第1次ナショナルサイクルルートに「しまなみ海道サイクリングロード」が選ばれ、多くのサイクリストが訪れている。それらの受け入れ環境の整備として、サイクリングロードや案内表示板の整備等を進めるとともに、本市の基幹サイクリング拠点である今治市サイクリングターミナル（通称：サンライズ糸山）において自転車保管庫の新設や駐車場拡張等の工事及び今治駅前サイクリングターミナルの建設を行った。				
	R元年度	R4年度	R5年度	R6年度
レンタサイクルの利用件数	6.4万台	5.2万台	5.3万台	5.4万台
うち外国人利用者数	0.7万台	0.1万台	0.7万台	1.1万台
	R元年	R4年	R5年	R6年
宿泊客数	47.3万人	43.6万人	46.3万人	49.7万人
外国人宿泊者数	3.3万人	0.4万人	3.2万人	4.3万人

サイクリング以外にも、日本三大海城の今治城や日本遺産に認定された村上海賊の歴史や文化・芸術資源も数多くある。瀬戸内の自然を生かした農業漁業体験、短長期田舎暮らし体験などのアクティビティも充実している。伊予の三湯として知られ、「美人の湯」と呼ばれる鈍川温泉や四国初の国民保養温泉地である湯ノ浦温泉も人気である。

食文化等も含め、本市の魅力ある様々なコンテンツを「アイアイいまばり」というキャッチコピーの名のもとに包括的に発信し、本市の認知度およびブランドイメージ向上を図ることで観光振興、産業振興に繋げる取組を進めている。

令和4年11月には、今治港に面した約600mのコンコースに約100軒の出店やキッチンカーが並ぶ「せとうちみなとマルシェ」の定期開催がスタートし、「港を生かした交流のまちづくり」の拠点として新たな地域活性化の取組が始まっている。

	R元年度	R4年度	R5年度	R6年度
今治城来場者数	8.0万人	8.4万人	9.8万人	9.7万人
村上海賊ミュージアム来場者数	7.3万人	6.7万人	6.8万人	6.8万人
グリーンツーリズム体験者数	5.2万人	4.4万人	2.4万人	3.7万人
ラントゥレーベン大三島稼働率（宿泊施設付農園16棟）	56.25%	93.75%	81.25%	75.0%
鈍川せせらぎ交流館（日帰り温泉）利用者数	8.2万人	10.4万人	11.9万人	12.3万人
せとうちみなとマルシェ来場者数	—	4.6万人	31.4万人	29.0万人

こうした国内外からの更なる来訪が予想される中、新たな商業施設、宿泊施設、飲食サービス等の観光関連産業の活性化や新規参入など投資への機運が高まっている。

以上の状況を踏まえて、観光産業における付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進し、地域内消費の促進や外貨獲得、関連企業の誘致や起業創業の誘発等、関連産業への経済効果や新たな雇用を生み出し、地域経済の活性化に繋げるとともに、官民共同による世界に通用する魅力ある観光地域づくりを目指す。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①現時点で該当なし
- ②
- ③

(4) 指定の理由

- ①現時点で該当なし
- ②
- ③

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本市の様々な地域特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行う必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し事業者の負担軽減を図り、投資の効果が最大化するよう積極的な対応で事業コストの低減や本市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置を行う。

②地方創生関係施策

令和6年度から令和8年度の地域再生計画の計画期間において、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用し、AI人材の育成やスタートアップの育成・誘致、オープンイノベーションの推進を行うことで、市内事業者の生産性向上、若者の雇用拡大、産業競争力強化を図ることとしている。

③観光人材の育成事業

本市ではサイクリングなどを楽しむために訪れるたくさんの外国人旅行者に、高品質なサービスを提供するため、「今治・しまなみ地域通訳案内士育成等計画」を策定し、令和6年4月に愛媛県内で初めて観光庁の同意を取得。令和6年度は同計画に基づいて、サイクリングを含め、今治・しまなみ地域の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した質の高い「今治・しまなみ地域通訳案内士」の育成事業を行い、13名の今治・しまなみ地域通訳案内士が誕生した。今後も地域通訳案内士の育成とその活用に向けた取組を継続していく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

本市の観光産業等に関する情報について、市ホームページ等、民間企業が利用しやすい環境のもと公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

今治市総合政策部交流振興局観光課、産業部産業政策局産業振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①広域連携

一般社団法人しまなみジャパン(観光DMO)、尾道市及び上島町と連携し、事業者ニーズにきめ細やかに対応する。

②産官学連携

事業環境の整備にあたっては、市内の民間企業や大学等と連携体制を構築し、事業の促進を図る。

③G Xの促進支援

2050年に実質的なCO2排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すべく、2023（令和5）年11月に「今治市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素経営のコミュニティの形成、推進を支援している。令和6年度からは脱炭素経営支援プログラムを市内事業者向けに提供し、これらのプログラムを修了したこれから自社内外で脱炭素経営を進めるメンバー19名を今治グリーンフェロー（通称「バリグリ」）として認定している。令和7年5月には環境省が選定する脱炭素先行地域に、愛媛県内の市町で初めて選定された。今後、多彩な産業に脱炭素経営の取組が浸透し、かつ、人材エンパワメントの進展により従業員が生き活きと働く事業所が増えている状態を目指し、G Xの促進を継続していく。

④D Xの促進支援

今治市デジタル未来コンソーシアムを設立（令和5年度）し、「デジタル未来戦略」において定めた基本理念である「ソーシャルキャピタルの形成」「D X推進をきっかけとした市民連携」を達成するため、市内の事業者・団体や市内で活動する事業者・団体向けにデジタル技術等に関する勉強会・情報交換会の実施継続によって官民のデジタル力の底上げを図る。また、市内事業者向けのD X推進事業への補助制度を用意し、D X推進に向けた基盤づくりを進めている。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和7年度	令和8年度から令和11年度	令和12年度（最終年度）
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②地方創生関連施策	運用	運用	運用
③観光人材の育成事業	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①観光産業に関する情報公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			

①広域連携	運用	運用	運用
②産官学連携	運用	運用	運用
③GXの促進支援	運用	運用	運用
④DXの促進支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業を実施する事業者に対する支援が円滑に進むよう、観光関係団体との相互連携・調整をきめ細やかに行う。また、今治市・上島町創業支援等事業計画に基づいて上島町との広域支援体制として組織した「イマバリ・カミジマ レッツ創業ネットワーク」の連携窓口を今治市産業部産業政策局産業振興課が担い、各支援機関が緊密に連携して事業者の支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

(支援機関)

①商工会議所・商工会（今治商工会議所・越智商工会・しまなみ商工会）

中小企業に対する融資斡旋や、創業や経営革新などを目指す経営者へのきめ細かな支援をはじめ、創業塾フォローアップセミナーや創業ワンストップ相談会など起業相談や講習会など、企業経営に役立つアドバイスを行うことにより、企業等の経営基盤強化や創業の促進に関する支援を行う。

②今治地域地場産業振興センター（IBIC）

本市を拠点として新たに事業を始めるベンチャー企業など、新事業創出の拠点として、新たな雇用機会の創出や産業の活性化に資するため起業創業のための相談窓口として、各種相談などソフト支援の充実とともに、インキュベーション施設として安価にオフィスを提供するなど、ビジネスサポート環境の整備を行い、本市を牽引する新産業・成長産業を育成する。

③地域の金融機関等（伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・日本政策金融公庫）

地元金融機関による「今治みらい起業塾」などの創業セミナーを開催し、創業相談の窓口として経営支援を行うなど、地域企業に密着して販路開拓や融資を行うことによって地域経済の活性化を図る。

④公益社団法人今治地方観光協会

市内の観光地やイベントを中心に、観光パンフレットやインターネットを通じて観光情報の発信を行うことによって国内外からの観光客誘致を図るとともに、本市を訪れる観光客の満足度の向上を図るため、観光関係者のおもてなし研修などの人材育成を行っている。また、あわせて、首都圏における物産フェアなどを通じて、本市の特産

品の販路拡大を支援するなど、市内観光関連産業の活性化に向けた各種支援を行う。

⑤一般社団法人しまなみジャパン（観光DMO）

しまなみ海道沿線にある3市町、広島県尾道市、愛媛県今治市、同県上島町を中心に構成し、エリア全体の一貫したマーケティング戦略のもと、広域的にマネジメントし、民間事業者と協働しながら観光産業振興を図る日本版DMO「しまなみジャパン」において、しまなみ海道の観光情報発信、体験ツアーの開催、サイクリングPR、食のブランディング等、しまなみ海道の魅力を世界へ伝えるため、幅広い取組を行い、日本のみならず海外からの観光客誘致、交流人口の拡大、地域の活性化に寄与し、しまなみ海道の価値向上へ貢献する。

⑥株式会社今治あきない商社

地場製品の販路拡大を強化するため、（一財）今治地域地場産業振興センターの子会社として、令和5年6月2日に設立された。市内事業者と連携し、展示商談会・物産展等への参加、各種プロモートの実施により、市内の特色ある地場製品の更なる魅力向上と市内事業者の稼ぐ力の強化に向けた販路拡大等を実施し、資金・消費・投資の流出を流入に変え、地域で所得が循環することで地域の地域経済循環活性化を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

本基本計画の推進にあたっては、今治市環境基本条例の目指す「現在及び将来の市民が良好な環境で生活できる持続可能な社会の実現、循環型社会の構築」及び第二次今治市環境基本計画の目指す「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち」の実現に向けて、同基本計画に基づき、省エネルギーや省資源、再生可能エネルギーの利活用、自然環境の保全などに向けた取組をより一層加速させ、「環境負荷の低減」と「経済の好循環」の両輪の実現を図っていくことが重要である。

このため、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、本促進区域は自然公園法に規定する瀬戸内海国立公園の一部区域を含むため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守するとともに、瀬戸内海国立公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（奥道後玉川県立自然公園）、その他環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（医王池湿地、高縄半島のため池群）等の環境保全上重

要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家に意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

愛媛県では、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」のもと、県民・事業者・地域活動団体・県・市町・警察等が安全・安心に関するネットワークを構築し、協力・連携して犯罪防止のための自主活動や安全・安心に配慮した環境づくり等を通じて「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進しているところである。

事業者と地域が一体となった防犯体制の構築や防犯環境の整備等について、本条例や指針等に基づき、犯罪の未然防止対策を踏まえた円滑な事業推進、警察との良好な関係の維持・増進、防犯環境の整備や暴力団等の反社会的勢力の排除、交通安全対策、不法就労活動の防止などについて、地域の一員として住民や地域活動団体と一体となって取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに努めるよう要請する。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年、承認地域経済牽引事業計画の報告を受け、進捗状況を確認し、必要に応じて事業者に対して目標の達成に必要な指導及び助言を行う。また、有識者会議等を通じて基本計画の経済的効果の目標の達成状況の効果検証を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和12年度末日までとする。

「愛媛県今治市基本計画」に基づき法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。